

中央卸売市場（南港市場）発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	平成31年度大阪市中央卸売市場南港市場と畜解体処理設備保守業務委託	01-02:機械設備等保守点検	花木工業(株)	12,636,000	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	平成31年度大阪市中央卸売市場南港市場エレベータ設備保守委託	01-02:機械設備等保守点検	フジテック(株)	1,166,400	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	平成31年度大阪市中央卸売市場南港市場情報処理設備保守委託	10-01:情報処理	都築電気(株)	2,462,400	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
4	平成31年度大阪市中央卸売市場南港市場牛内臓処理等業務委託	13-26:その他	大阪南港臓器(株)	31,934,312	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
5	平成31年度大阪市中央卸売市場南港市場枝肉洗浄業務委託	13-26:その他	大阪市食肉市場(株)	9,018,981	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
6	平成31年度大阪市中央卸売市場南港市場豚内臓処理等業務委託	13-26:その他	大阪食肉臓器(株)	10,421,505	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
7	平成31年度大阪市中央卸売市場南港市場牛頭部粉碎業務委託	13-26:その他	(株)南港化成	4,555,160	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

1

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度大阪市中央卸売市場南港市場と畜解体処理設備保守業務委託

2 契約の相手方

花木工業株式会社

3 随意契約理由

本委託は、南港市場の基幹設備であると畜解体処理設備（大動物解体処理設備、小動物解体処理設備、病畜と室機械設備、特と室機械設備、トロリー搬送設備）の保守点検及び緊急時の故障対応を行うものである。

当該設備については、建設時より、すべて六星工業株式会社が施工しており、本委託の実施に際しては、同社の知識及び技術力を活用して実施することが不可欠であるが、同社は、当該設備にかかる業務を花木工業株式会社に移管し、平成 18 年 3 月に撤退している。

花木工業株式会社は、食肉処理機械プラントの設計・製作・施工・保守管理における業界最大手であり、専門の知識及び技術力並びに緊急時の連絡出動体制を終日執っている関西で唯一の業者である。また、制御システム及び現場実状についても熟知しており、同社でなければ、整備技術面での対応は不可能であり、点検後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することができない。

したがって、本委託の履行に対して一貫して責任を持たせることができる業者は、花木工業株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当（電話番号 06-6675-2015）

2

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度大阪市中心卸売市場南港市場エレベータ設備保守委託

2 契約の相手方

フジテック株式会社

3 随意契約理由

本保守委託は、南港市場に設置されたエレベータ設備の点検を行うものであり、常時稼働するエレベータ設備を安全に保ち、かつ故障あるいは災害時には迅速に修理及び復旧することが要求される。

フジテック株式会社は、南港市場のエレベータ設備を施工した業者であることから、当該設備の電子化された制御系システム並びに高い安全性を確保するための調整方法等の同社しか知りえない保守管理における優れたノウハウを保有しており、本業務を実施することができる唯一の業者である。

以上の理由から、本業務についてフジテック株式会社を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場設備担当（電話番号 06-6675-2015）

3

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度大阪市中央卸売市場南港市場情報処理設備保守委託

2 契約の相手方

都築電気株式会社

3 随意契約理由

本委託は、南港市場に設置している情報処理設備の保守を行うものである。本設備は、開場日に必要な市況情報（卸売数量や価格等）及び関係者に対する案内情報を掲示する情報表示システム並びに大小動物のせり取引を行うせり機械システムで構成され、それらの機能を常に良好な状態にしておく必要がある。

点検・整備にあたっては、情報処理機器（ハード）及び制御内容（ソフト）について製造業者でなければ構造を把握できない部分や用意できない純正部品が多くあり、本保守委託を実施することが可能なのは製造・施工業者である都築電気株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度大阪市中心卸売市場南港市場牛内臓処理等業務委託

2 契約の相手方

大阪南港臓器株式会社

3 随意契約理由

当市場においては、食用に供する目的で獣畜のと畜解体を行う施設として食肉処理場(と畜場)を併設(本市設置)しており、本市職員が食肉処理業務を行い、生体から生産された枝肉及び畜産副生物(原皮・内臓・脂肪等)を各関係事業者へ引き渡している。また、と畜場法及び関連法令において規定されている、と畜場の設置者又は管理者が講じるべき衛生管理や汚物処理など公衆衛生上必要な措置についても当該食肉処理施設の設置者・管理者の責務として十分な公衆衛生対策を講じているところである。

しかし、現行の施設については、昭和 50 年代半ばにおける食肉流通の実情等をベースにした作業工程や施設設計・人員配置等となっており、当初の計画段階では想定できなかった、食肉流通構造の変化や、O-157 及び BSE(牛海綿状脳症)の発生に伴う安全衛生対策の強化・義務化にかかる業務対応の変化等について、本市職員だけでは十分な対応が困難な状況となっておりこれら課題の抜本的な解消を図るためには、施設の大規模改良や人的増強等も避けられない状況であるが、それらを行うには経費面等も含め極めて困難であり、中長期的に対応せざるを得ない状況である。

こうした状況の下、安全・安心な食肉供給という食肉市場の役割や BSE 問題等安全衛生対策の緊急性・重要性に鑑み、本市が当該食肉処理施設の設置者・管理者としての責務を果たすためには、外部人材や場内事業者の活用等を行う以外に適切な対応策が存在しないことから、当面食肉処理場内において本市職員が直接的に行うことができない衛生管理等にかかる業務について、次の牛内臓にかかる特定部位処理業務及び不可食内臓処理業務の委託をすることにより対応を行うこととしている。

① 特定部位処理

BSE の発生を機に、と畜場法及び関連法令で義務付けられている牛特定部位完全除去の徹底等については、本来、本市が食肉処理場内において対応すべきであるが、物理的に困難である。特定部位の中で、回腸遠位部及び頭部(ほほ肉、舌を除

く)の完全除去・回収保管処分については、物理的に大阪南港臓器株式会社へ引き渡した後の加工作業の際に合わせて実施する以外に方法が無く、また除去場所からの回収保管業務についても、確実な処分にかかる管理責任体制の徹底や業務の効率化を図る観点から除去作業との一元的処理が必要であるため、特定部位の完全除去・回収保管にかかる業務の委託を行い、衛生管理の徹底等を図るものである。

② 不可食内臓処理

食肉処理工程において生産される枝肉や可食内臓以外の不可食内臓等については、市場内の化製場において卸売業者（副産物処理部門）により油脂類や肥料等の原料として利用されており食肉処理場から内臓加工工程を経由のうえ、食肉の生産に伴う残渣として当該業者に引き渡す工程となっている。しかし、不可食内臓等に含まれる砂・糞等の異物が残留した状態で処理加工を行うと、品質低下や設備損傷等を招き、事業に重大な支障を来すため、本市の責任において食肉処理の際に十分な異物除去等を行うよう求められているところであるが、内臓加工工程を経由して副産物処理を行う現行の工程を見直さない限り物理的に対応が不可能な状況となっている。

そこで、可食内臓の加工工程とも密接に関連し、業務の効率性や作業場所等物理的条件を勘案すると、内臓加工工程の際に合わせて実施する以外に方法が無い場合、牛内臓加工業者である大阪南港臓器株式会社に対して不可食内臓等の異物除去等にかかる業務の委託を行い、食肉処理業務の適正化を図るとともに、本市所有設備の負担軽減による維持管理経費節減等を図るものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場業務管理担当（電話番号 06-6675-2027）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度大阪市中央卸売市場南港市場枝肉洗浄業務委託

2 契約の相手方

大阪市食肉市場株式会社

3 随意契約理由

当市場においては、食用に供する目的で獣畜のと畜解体を行う施設として食肉処理場(と畜場)を併設(本市設置)しており、本市職員が食肉処理業務を行い、生体から生産された枝肉及び畜産副生物(原皮・四肢・頭・内臓・骨等)を各関係事業者へ引き渡している。また、と畜場法及び関連法令において規定されている、と畜場の設置者又は管理者が講じるべき衛生管理や汚物処理など公衆衛生上必要な措置についても当該食肉処理施設の設置者・管理者の責務として十分な公衆衛生対策を講じているところである。

しかし、現行の施設については、昭和 50 年代半ばにおける食肉流通の実情等をベースにした施設計画等に基づく作業工程や施設・人員配置等となっており、当初の計画段階では想定できなかった食肉流通構造の変化や O-157 及び BSE(牛海綿状脳症)の発生に伴う安全衛生対策の強化・義務化にかかる業務対応の変化等について、迅速かつ柔軟に対処しきれない状況が発生してきた。これら課題の抜本的な解消を図るためには、施設の大規模改良や人的増強等も避けられない状況となっているが、大規模改良等を早期に行うことは経費面等も含め極めて困難であり、中長期的な対応で解決せざるを得ない状況である。

こうした状況の下、安全・安心な食肉供給という食肉市場の役割や BSE 問題等安全衛生対策の緊急性・重要性に鑑み、本市が当該食肉処理施設の設置者・管理者としての責務を果たすためには、外部人材や場内事業者の活用等を行う以外に適切な対応策が存在しないことから、食肉処理場内において本市職員が直接的に行うことができない衛生管理等にかかる業務について、枝肉洗浄業務として委託を実施することにより対応を行うこととしている。

と畜場法で義務付けられている枝肉の徹底洗浄については、と畜解体がなされた枝肉を卸売業者である大阪市食肉市場株式会社に引き渡した直後に実施する以外に方法が無いため、当該業者に対して本件の業務の委託を行い、衛生管理の徹底等を図るものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場業務管理担当（電話番号 06-6675-2027）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度大阪市中央卸売市場南港市場豚内臓処理等業務委託

2 契約の相手方

大阪食肉臓器株式会社

3 随意契約理由

当市場においては、食用に供する目的で獣畜のと畜解体を行う施設として食肉処理場(と畜場)を併設(本市設置)しており、本市職員が食肉処理業務を行い、生体から生産された枝肉及び畜産副生物(原皮・内臓・脂肪等)を各関係事業者を引き渡している。また、と畜場法及び関連法令において規定されている、と畜場の設置者又は管理者が講じるべき衛生管理や汚物処理など公衆衛生上必要な措置についても当該食肉処理施設の設置者・管理者の責務として十分な公衆衛生対策を講じているところである。

しかし、現行の施設については、昭和 50 年代半ばにおける食肉流通の実情等をベースにした施設計画等により作業工程や施設・人員配置等を行っており、当初の計画段階では想定できなかった食肉流通構造の変化や、食に対する様々な安全衛生対策の強化・義務化にかかる業務対応の変化等に、本市職員だけでは十分な対応が困難な状況となっている。これら課題の抜本的な解消を図るためには、施設の大規模改良や人的増強等も避けられない状況であるが、それらを行うには経費面等からも極めて困難であり、中長期的な対応で解決せざるを得ない状況である。

こうした状況の下、安全・安心な食肉供給という食肉市場の役割や重要性に鑑み、本市が当該食肉処理施設の設置者・管理者としての責務を果たすためには、外部人材や場内事業者の活用等を行う以外に適切な対応策が存在しないことから、当面、食肉処理場内において本市職員が直接的に行うことができない衛生管理等にかかる業務について、豚内臓にかかる不可食内臓処理業務について委託を実施することにより対応を行うこととしている。

食肉処理工程において生産される枝肉や可食内臓以外の不可食内臓等については、市場内の化製場において卸売業者(副産物処理部門)により油脂類や肥料等の原料として利用されており、食肉処理場から内臓加工工程を経由のうえ、食肉の生産に伴う残渣として当該業者に引き渡す工程となっている。しかし、不可食内臓等に含まれる砂・糞等の異物が残留した状態で処理加工を行うと、品質低下や設備損傷等を招き、事業に重大な支障を来すため、本市の責任において食肉処理の際に十分な異物除去等を行うよう求められているところであるが、内臓加工工程を経由して副産物処理を

行う現行の工程を見直さない限り物理的に対応が不可能な状況となっている。

そこで、可食内臓の加工工程とも密接に関連し、業務の効率性や作業場所等物理的条件を勘案すると、内臓加工工程の際に合わせて実施する以外に方法が無いため、豚内臓加工業者である大阪食肉臓器株式会社に対して不可食内臓等の異物除去等にかかる業務の委託を行い、食肉処理業務の適正化を図るとともに、本市所有設備の負担軽減による維持管理経費節減等を図るものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場業務管理担当（電話番号 06-6675-2027）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度大阪市中心卸売市場南港市場牛頭部粉碎業務委託

2 契約の相手方

株式会社南港化成

3 随意契約理由

南港市場におけると畜解体処理により排出される牛の不可食部位の内、頬肉及び舌を取り除いた頭部及び角は、産業廃棄物の動物系固形不要物として処理しているが、牛海綿状脳症対策特別措置法に規定されている特定部位（頭部）に該当し、同法により処分方法は焼却によると定められている。

頭部及び角は、そのままでは燃焼し難く、焼却を適正かつ効果的に実施するためには、頭部及び角の粉碎を行う必要がある。

また、南港市場におけると畜解体処理は、搬入された生体を枝肉へと生成するとともに、内臓の処理・加工などの食肉処理業務を絶え間なく実施しており、そのため、生成過程から派生する汚泥・汚物や不可食内臓等の副生物についても、遅滞なく連続して処理する必要がある。

同業者は、上記処理業務において、不可食内臓等の副生物の処理業務を行っており、一連の作業を止めることなく粉碎業務を行える唯一の業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場業務管理担当（電話番号 06-6675-2027）